

令和7年度和歌山県 IT 人材育成事業に係るプロポーザル実施要領

1 目的

和歌山県（以下「県」という。）では、安定した雇用機会の創出と地域経済産業の活性化のため、魅力のある IT 企業（以下「誘致企業」という。）の誘致に取り組んでおり、52 社の IT 企業等が操業している状況であり、一定の成果が得られている。近年では、本県の取組に加えて、全国で発生している IT 人材不足の影響から、地方で優秀な IT 人材を獲得するため、首都圏のみならず、大都市に本社を構える企業が本県へ進出している。

しかしながら、誘致企業の IT 人材採用も一部の企業を除いて進んでいない現状があり、誘致企業が求める IT 人材の速やかな育成が求められている。

本業務では、誘致企業の人材確保を支援するため、誘致企業の求める各種デジタルスキルを習得し得る県内人材の掘り起こしを行うとともに、知識やスキルを習得するための講習を開催する。

については、本事業の業務委託事業者を選定するため、企画提案募集を行う。

2 事業内容

（1）委託業務名

令和7年度和歌山県 IT 人材育成事業

（2）業務内容

別紙「仕様書」のとおり

（3）予算上限額

金 1,622,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（4）業務期間

契約締結の日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

（5）委託契約書

選定した委託業者に対して別途委託契約書を作成する。

3 委託業者選定方針

次の要件を満たす者に業務を委託する。

- （1）仕様書に定める企画内容を満たす事業の実施が可能な者であること。
- （2）業務執行体制が万全であり、期日を遵守し、履行可能な能力を有する者である。

4 委託業者選定方法

- （1）上記3に合致する者を選定するため、プロポーザル審査会を実施し、各参加者の能力等を把握するものとする。
- （2）提案内容及び業務執行能力等について審査し、最もふさわしい者を委託予定事業者として選定する。
- （3）（2）で選定された者と契約を締結する。

5 参加資格

応募できる事業者は、次に掲げる要件を満たしている者とし、法人もしくは複数の法人により構成される集団（以下「コンソーシアム」という。）で実施することができるものとする。コンソーシアムについては、構成する法人（以下「構成法人」という。）については、以下に掲げる要件を満たしているものとし、そのうちから代表者を定めるものとし、代表者が応募及び事業に必要な諸手続を行うこと。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- （２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- （３）県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- （４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- （５）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。
- （６）債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- （７）国税及び県税の滞納がない者であること。
- （８）宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- （９）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

6 質問票の提出

また、企画提案に関する質問がある場合は、質問票（様式 1）を提出すること。

- （１）提出期限：令和 7 年 10 月 29 日（水）17 時必着
- （２）提出方法：郵送、持参若しくは電子メール
＊電子メールの場合は必ず電話で到着確認を行うこと

7 プロポーザル参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある事業者については、プロポーザル参加表明書（様式 2）を提出すること。

- （１）提出期限：令和 7 年 10 月 31 日（金）17 時必着
- （２）提出方法：郵送、持参若しくは電子メール
＊電子メールの場合は必ず電話で到着確認を行うこと

8 企画提案書等の提出

- （１）提出書類及び提出部数

次に掲げる書類を必要部数提出すること。書類はすべて日本工業規格 A 4 サイズとする。

ア 企画提案申請書（様式 3）【1 部】

イ 企画提案書（任意様式）【5 部】

（ア）別添仕様書を基に提案すること。

（イ）オールカラーで作成すること

ウ 見積書（任意様式）【1 部】

（ア）経費の内訳を記載すること

（イ）宛先「和歌山県知事 宮崎 泉」とすること

（ウ）消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること

※見積額が上記 2（3）の予算上限額を超えた場合は失格とする。

エ 参加対象資格に係る提出書類【1 部】

（ア）法人の場合

a 提案者の概要（会社案内等）

b 誓約書（様式 4）

c 役員等に関する調書（様式 5）

d 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近 1 年分）

e 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

f 印鑑登録証明書

g 法人税、所得税、消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（提出日において発行後 3 か月以内のもの）

h 都道府県税について未納がない旨の証明書（提出日において発行後 3 か月以内のもの）

（イ）コンソーシアムの場合

以下の c から h については、コンソーシアムの代表者のものを提出するものとする。

a 提案者の概要（会社案内等）

b 誓約書（様式 4）

c 役員等に関する調書（様式 5）

d 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近 1 年分）、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し（直近 1 年分）

e 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

f 印鑑登録証明

g 法人税、所得税、消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（提出日において発行後 3 ヶ月以内のもの）

h 都道府県税について未納がない旨の証明書（提出日において発行後 3 か月以内のもの）

i コンソーシアムの構成について、構成員全員が締結した協定書の写し

(2) 提出書類の留意事項

ア 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

イ 県が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。

ウ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格（業務種目大分類が「企画・広告・手配」）を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより、上記エ（ア）、（イ）の c から h の提出書類を当該書類に代えることができる。

(3) 提出期限：令和 7 年 11 月 7 日（金）17 時必着

(4) 提出方法：郵送もしくは持参

＊（１）イ企画提案書及び（１）ウ見積書についてはデータでも提出すること

10 プロポーザル審査会の実施

開催日：令和 7 年 11 月 14 日（金）（予定）

＊時間及び場所については、プロポーザル参加表明書提出事業者に対し別途通知する。

11 審査方法

(1) 企画案の審査は、別途設置する審査会において行う。

(2) 審査員毎に採点の高い提案から順に順位点をつけ、提案毎に集計を行い、順位点の合計点が最も高い者を本業務の契約候補者とする。同点が複数ある場合には、審査員の採点の合計が最も高かった者を委託候補者とする。

(3) プロポーザルの審査結果については、書面により速やかに参加者全員に通知する。

12 その他特記事項

(1) 一度提出した書類・提案書は返却しない。

(2) プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加事業者の負担とする。

(3) プロポーザル参加表明書及び企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、令和 7 年 11 月 10 日（月）15 時までに県に報告すること。

(4) 提出物に虚偽があった場合、企画書の審査対象から外れるものとする。

(5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、当方との協議の上委託費の範囲内で変更する場合がある。

(6) 提出書類の内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。

(7) 業務上発生する未確認事項については、別途県と協議すること。

13 各関係書類提出場所

担当課：和歌山県商工労働部企業政策局企業立地課新産業立地班（県庁本館 2 階）

担 当：熊本

住 所：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1-1

電 話：073-441-2748

E-mail：e0622001@pref.wakayama.lg.jp

14 スケジュール **再掲**

(1) 質問票

【提出期限】令和7年10月29日(水)17時必着

(2) プロポーザル参加表明書

【提出期限】令和7年10月31日(金)17時必着

(3) プロポーザル提案書、見積書及び参加対象資格に係る書類

【提出期限】令和7年11月7日(金)17時必着

(4) プロポーザル審査会

【開催日】令和7年11月14日(金) (予定)

(5) 決定通知

【決定通知】プロポーザル審査会後1週間程度 (予定)